

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 385 号）

〔 自習課題関係文書不存在非公開決定審査請求事案ほか 45 件 〕

（答申日：令和 5 年 11 月 9 日）

### 第一 審査会の結論

本件各審査請求を棄却する。

### 第二 審査請求に至る経過

#### 1 本件各公開請求について

審査請求人は、別表に記載の請求日に、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、別表に記載の公開請求の内容について、本件各公開請求を行った。

#### 2 本件各公開請求に対する決定について

- (1) 実施機関は、審査請求人からの行政文書公開請求（別表の番号12、36、42及び53）に対し、別表に記載の決定日に、条例第13条第1項の規定により公開決定を行い、審査請求人に通知した。
- (2) 実施機関は、行政文書公開請求（別表の番号9、14から16まで、18、19、23、31、33、46、47及び52）に対し、別表に記載の決定日に、条例第13条第1項の規定により部分公開決定を行い、別表に記載の決定の理由を付して、審査請求人に通知した。
- (3) 実施機関は、行政文書公開請求（別表の番号1、2、5から8まで、10、11、13、17、20から22まで、24から28まで、30、32、34、35、37、39から41まで、43から45まで、48から51まで及び54）に対し、別表に記載の決定日に、条例第13条第2項の規定により不存在による非公開決定を行い、別表に記載の決定の理由を付して、審査請求人に通知した。
- (4) 実施機関は、行政文書公開請求（別表の番号3、4、29、38及び55）に対し、別表に記載の決定日に、条例第13条第2項の規定により公開請求拒否決定を行い、別表に記載の決定の理由を付して、審査請求人に通知した。

#### 3 本件審査請求について

審査請求人は、別表に記載の審査請求日に、本件各公開請求に係る決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、本件決定（2（1）の公開決定、2（2）の部分公開決定、2（3）の不存在による非公開決定及び2（4）の公開請求拒否決定をいう。以下同じ。）に係る審査請求を行った。

### 第三 審査請求人の主張趣旨

- 1 審査請求人の本件各審査請求の主張の要旨は、概ね別表の審査請求の理由等のおりである。
- 2 令和4年7月27日付け意見書（1）について

(1) 第4条の解釈・運用について

教育委員会は、「条例第4条において、『この条例の定めるところにより行政文書又は法人文書の公開を請求しようとするものは、第1条の目的に則し、適正な請求をするとともに、公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に用いなければならない』と、請求者の責務を定めている」としている。

令和4年3月に策定された「大阪府情報公開条例 解釈運用基準」(以下「解釈運用基準」)によれば、11頁「行政文書又は法人文書の公開を請求しようとするものは、第1条に定める目的に則して、適正に請求するとともに、公開により得た情報を適正に利用しなければならない」とあり、この意味するところとして「すなわち、行政文書又は法人文書の公開を請求しようとするものに対して、府政への参加、府政の公正な運営の確保、生活の保護及び利便の増進のために適正な公開請求をするとともに、公開を受けた情報を適正に利用しなければならないことを定めた責務規定である」としている。ここで請求者に対して求められていることは、「府政への参加、府政の公正な運営の確保、生活の保護及び利便の増進のために適正な公開請求をする」こと及び「公開を受けた情報を適正に利用しなければならない」ことである。私の原請求(本件審査請求にかかる行政文書開示請求)は、この要件を満たしているため何ら問題はない。

解釈運用基準によれば、同条の運用について、以下のように定めている。

「2 行政文書又は法人文書の公開請求において、不適正な請求をしようとすることが認められる場合には、請求者に対して、情報公開制度の趣旨及び目的を説明し、適正な請求を行うよう求めるものとする。

なお、不適正な請求として、次のような請求が該当すると考えられる。

- ・実施機関の行う事務事業に関する一切の行政文書や特定の所属が保有する一切の行政文書を求めるような、公開請求の対象となる行政文書が特定されない包括的な請求であり、かつ、実施機関が保有する行政文書を探索的に調査するため膨大な時間や労力が必要となり、実施機関における他の事務を停滞させる原因となるようなもの
- ・対象となる行政文書が著しく大量で、請求対象となる行政文書についての公開・非公開の有無の調査・判断、非公開部分のマスキング等の措置に膨大な時間と労力が必要となり、実施機関における他の業務を停滞させる原因となるようなもの
- ・実施機関の事務の遂行を停滞させることを目的とすることが明らかに認められる大量請求
- ・明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求や、請求内容の文言に多少の違いがあっても同種の内容の文書の公開を繰り返し求める請求、職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等で、かつ、これらの請求が、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであると認められるもの
- ・行政文書の閲覧を請求しながら閲覧を行わない行為を繰り返す請求者や行政文書の写しの交付を請求しながら費用を支払わない行為を繰り返す請求者からの再度の請求
- ・行政文書の公開によって得た情報が犯罪行為に使用されるなど不適正に利用されるおそれがあると認められる請求
- ・その他、請求者の言動、請求内容、請求方法等から、公開請求の趣旨から逸脱すると認められる請求」

教育委員会の意見においては、まず、「平成30年4月5日から令和3年6月6日までの間だけでも、140件に及ぶ大量の行政文書公開請求を行っている。また、これらの中には、大量の項目の開示を求める請求や、該当する行政文書が大量となる請求が多数存在する。このため、情報公開請求に対応する教育庁担当職員の通常業務に著しい支障が生じているものである」と主張している。

しかし、不適正な請求として挙げられている項目について、私の原請求は一切該当していない。具体的にどの請求がどの項目に該当しているのか逐一摘示されたい。

また、仮に請求の一部が「不適正な請求」に該当すると仮定したとしても、解釈運用基準によれば、「行政文書又は法人文書の公開請求において、不適正な請求をしようとするものが認められる場合には、請求者に対して、情報公開制度の趣旨及び目的を説明し、適正な請求を行うよう求めるものとする」、「不適正な請求が行われた場合にあっては、実施機関は、請求者に対し、その請求内容に応じ、(略)実施機関が合理的に行政文書を特定できるよう請求内容の補正を求めるものとする」とあるにも関わらず、本件審査請求にかかる原請求において、実施機関によって適正な請求を行うよう求められたり、補正するような通知は行われておらず、また既に処分決定が為されているのであるから、処分決定にあたって不適正な請求として処分庁（実施機関）たる教育委員会が判断しなかったと解釈するのが妥当である。

加えて、「大量の行政文書公開請求を行っている」と主張していることについて、解釈運用基準20頁によれば、条例第7条の運用について、「請求に係る情報が膨大又は複雑で、第14条第1項に規定する期間内（公開請求があった日から起算して15日以内）に処理することが困難な場合、担当室・課（所）等は、事務執行上の支障を説明し、請求方法の見直しを求める。なお、同条第2項に規定する延長（15日を限度とした延長）を行っても、期間内に処理することが困難な場合には、分割して請求するなどの見直しを求め、それでも、請求の見直しがなされないときに初めて、第15条（公開決定等の期限の特例）の適用を検討することとする」とあるが、原請求の処分庁（実施機関）たる教育委員会は、事務執行上の支障を説明したり、請求方法の見直しを求めたことはない上、分割して請求するなどの見直しを求めたこともない。

また、解釈運用基準59頁によれば、条例第15条の運用について、「条例に具体的な決定期間の規定があるにもかかわらず、本条のような期間の定めが明確でない規定を現実に適用することは、公開請求権を十分に保障する意味からも望ましいものではなく、安易に適用することのないよう留意しなければならない。行政文書の公開請求がなされた時点で公開請求に係る行政文書が本条第1項の適用が必要なほど著しく大量であることが明らかである場合には、請求者に対して公開請求の分割を求めるなど、請求者の理解と協力を求めながら、できる限り前条の期間内での運用に努めるべきである」としている。しかしながら、原請求の処分庁（実施機関）たる教育委員会は、これまで公開請求の分割を求めるなど、請求者の理解と協力を求めた事実が存在せず、解釈運用基準に沿っていない運用によって処分をしているものであり、そもそもが不当な運用によって為された不当な決定である事実に相違はない。

次に、教育委員会は「加えて、明らかに存在しない文書の公開を求めるもので、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであると認められるものも存在する」と主張し

ているところ、恐らくこの主張は、解釈運用基準において不適正な請求の例として挙げられている「明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求や、請求内容の文言に多少の違いがあったとしても同種の内容の文書の公開を繰り返し求める請求、職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等で、かつ、これらの請求が、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであると認められるもの」を念頭においているものと推察できる。

行政文書公開請求が、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであると認められるためには、行政文書の閲覧を請求しながら閲覧を行わなかったり、費用を支払わない行為を繰り返すなどの外形的客観的事実が必要であると考えられるが、私の原請求においてそのような事実は一切存在しない。

教育委員会が当該主張をするのであれば、そもそも具体的にどの請求がどの項目に該当しているのか逐一摘示されたい。

## (2) 評価の主体について

解釈運用基準によれば、第4条の運用について、以下のように定めている。

「3 不適正な請求が行われた場合にあっては、実施機関は、請求者に対し、その請求内容に応じ、条例第7条第1項第2号の「行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が請求書に記載されていると認められないものとして、同条第6項により実施機関が合理的に行政文書を特定できるよう請求内容の補正を求めるものとする。この場合において、実施機関は、請求者に対し、当該補正に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

なお、請求者が当該補正の求めに応じない場合にあっては、請求に係る条例上の要件に不備があるとして却下することができる。

4 不適正な請求であって、公開請求権の行使が本条例の目的、趣旨に著しく逸脱するものと認められる場合には、当該請求について、法の一般原則である権利の濫用に当たるとして、却下することができる。ただし、その適用にあたっては、公開請求の態様、公開請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び府民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるかを慎重に判断する必要がある。

5 3又は4により請求の却下を行うにあたっては、あらかじめ府政情報室と調整を行うものとする。また、却下の手続にあたっては、第13条第2項の規定による非公開決定を行うこととする」

教育委員会は、意見書の末尾において、「以上の事情を総合的に勘案し、これらの行政文書公開請求は、条例第4条に反し、権利の濫用であると評価されるべきものである」と主張している。

行政文書公開請求においては、処分庁（実施機関）たる主体は教育委員会であり、かつ、審査機関たる主体も同じく教育委員会であるため、そもそも本件意見書がどちらの主体である教育委員会から出されたものであるのか不明であった。このことを情報公開課に確認したところ、「処分庁（実施機関）たる教育委員会の意見を受け、審査機関たる教育委員会が意見を述べている」とのことであった。すなわち、「以上の事情を総合的に勘案し、これらの行政文書公開請求は、条例第4条に反し、権利の濫用であると評価されるべきもので

ある」との主張は、審査機関たる教育委員会が意見を述べていると判断できる。

仮に、この主張における「権利の濫用」が、行政文書公開請求における権利の濫用であるとするれば、それは処分庁（実施機関）たる教育委員会が、解釈運用基準に基づき、却下による非公開決定を行うべきものであったと考えられるが、処分庁（実施機関）たる教育委員会はそれを行っていないのであるから、行政文書公開請求における権利の濫用は既に主張できないものである。

また、この主張における「権利の濫用」が、審査請求における権利の濫用であるとするれば、審査請求そのものが、処分庁（実施機関）たる教育委員会が既に行った処分についての救済措置である性質を考えると、そのような主張はそもそも採用し得ない。当該主張が採用されれば、処分についての救済措置が消失するためである。

したがって、本件意見は著しく妥当性を欠き、失当である。

### 3 令和4年10月20日付け意見書（2）について

#### （1）審査請求人の経歴

審査請求人は、大阪府公立学校教員の職務と並行しながら、〇〇などでの学習により、平成〇〇年〇〇月に〇〇の資格を取得し、その後は〇〇に所属している。さらに、審査請求人は、大阪府公立学校教員の職務と並行しながら、〇〇を平成〇〇年〇〇月に修了し、その後は〇〇に所属している。現在では、教育社会学や教育心理学の他にも、教育行政学や教育法学などにも深く関心を持ち、行政文書開示請求により公開された文書などを活用しながら、ライフワークとしての教育学研究に勤しんでいるところである。

#### （2）「表現の自由」と「知る権利」

「知る権利」は「表現の自由」を保障するためのものであり、知ることができた情報を、発信・表現することを前提に、「情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」ものとして捉えられるものである。

条例4条では、「この条例の定めるところにより行政文書又は法人文書の公開を請求しようとするものは、第1条の目的に則し、適正な請求をするとともに、公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に用いなければならない」として、請求者の責務が定められているところ、「公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に用いなければならない」とあるとおり、請求者には得た情報を適正に用いなければならない義務が存する一方で、これは裏を返せば「得た情報を適正に用いる権利がある」と理解することができる。この考え方は、「知る権利」は「表現の自由」を保障するためのものであるとの前提にも合致する。

#### （3）「知る権利」の代替性

私は〇〇及び〇〇等に所属し、行政文書開示請求により公開された文書などを利活用しながら、ライフワークとしての教育学研究をするなかで、当該文書を多くの人々と共有している。こうした共有は、「表現の自由と知る権利の関係性」から言っても、情報公開制度の趣旨から言っても、まさしく適正かつ適切に利活用されているものである。

一方、私は大阪府立学校教員であるため、私がこれまで情報公開請求した文書の中には、職務上、私が入手することもできるものが一部には含まれている。ところが、地方公務員である私には守秘義務がある上、私には情報公開決定権が存在しないため、仮に職務上入手できる文書であったとしてもそれらを勝手な判断で公開することや共有することは違法行為となる可

能性が高い。加えて、情報公開条例に則った情報公開制度を利用しない場合は司法上の救済も受けられない。

以上を小括すれば、職務上特定の情報を知ることができたとしても、それは情報公開制度の代替にはなり得ず、また、守秘義務違反における違法性を阻却し得ないものである。情報公開条例13条の公開請求権の趣旨からしても、私が情報公開請求権及びそれに附随する審査請求権を有していることは自明である。

(4)「情報公開請求に係る事務処理等の一覧」(諮問実施機関から情報公開審査会に提出した「情報公開請求に係る事務処理等の一覧」を指し、(以下「事務処理等一覧」という。))についての意見

ア 多数の誤記載

事務処理等一覧においては、私が請求した内容について多数の誤記載があり、そもそも記載内容が信用に値しないものである。

イ 「公開に要した時間」の虚偽性

事務処理等の一覧の通番(以下省略)52番と93番については、実質的に同一内容の請求であり、むしろ93番の請求は52番の不当な決定によって公開された「メールの件名一覧」から内容を絞って請求したものである。ところが、表中の「公開に要した時間(概算時間で可)」を見ると、52番については851.85時間、93番については830時間を要したこととなっており、同一内容の公開決定について同様の時間がかかることはあり得ないことから、明らかに二重計上されていることがわかる。そもそも52番は「メールの件名一覧」を公開したのみであるから851.85時間もかかることはあり得ず、これら記載は虚偽であることが明らかである。

他にも、5番、6番及び7番については、請求内容が異なっているのに同一の23.25時間を要したとしており、これも虚偽積算の可能性が高いし、298番についても、3件の文書にかかる請求について286.25時間も時間がかかることは考えがたい。さらに、102番については、処分庁の作業軽減を意図して公開作業を簡易にするための手法まで記載しているのに424.5時間の時間を要したと記載しており、これも虚偽であることが明白である。

ウ 「請求に関連する事情」について

(ア)52番、67番及び93番について、「請求に関連する事情」欄に記載されている内容は、虚偽である。92番について、「請求人は今回の公開費用について支払を拒否」との件については、上記イのとおり、52番の請求によって処分庁から公開された「メールの件名一覧」は、請求をするための資料として任意で提供されたものであり、本来の請求文書ではなく、52番の資料を受領する際に既に公開費用を支払ったのであるから、一体の請求である93番においては「公開費用を支払う根拠がない」と伝えたものである。よって「拒否」ではない。

加えて、93番の公開にあつては、本来秘匿されるべき個人情報(いじめに関するもの)について、黒塗り前のもものと黒塗り後のものが同時に公開されるなど、明らかな法令違反および事務処理上のミスがあつたにも関わらず、未だにこれらについて一切説明が無く、何らの対処がされていないものである。

(イ)128番について、「請求に関連する事情」欄に、「請求人は本請求を含め3回の請求を行っている」との件については、3回の請求内容はそれぞれ一部が異なっているので虚偽である。加えて、回答書はA4用紙で1枚のものであり、この公開に要する時間が19.5時間であることも明らかに虚偽である。

## エ 公私混同

109番については、私が職務として「〇〇」として請求したものであり、請求者が違うためここに記載されるべきものではなく、いわば公私混同である。なお、本件公開決定にあたり処分庁は決定通知書及び費用納入のための納付書を請求者の自宅に送付しており、そもそもの決定が法的に無効である。

## オ 「公開対象文書を受け取らない事実の有無」について

(ア) 5番について、公開決定とされた文書が求めていたものと違うため、必要としないものである。

(イ) 52番について、受領したので虚偽である。

(ウ) 102番及び136番について、公開決定された文書の非公開（黒塗り）部分が多すぎるため必要としないものである。

(エ) 以上のとおり、受領しないものについては、全て合理的理由があるものである。

## (5) 「令和4年9月30日付け意見書」別紙についての意見

### ア 「請求内容を不適正とする理由」における「知る権利」の代替性

令和4年9月30日付け意見書別紙1及び2においては、「請求内容を不適正とする理由」のうちほとんどにおいて、「職務上自らが把握できる」で始まり「情報公開請求手続による必要性が認められないものである」と結ばれている。しかし、既に(2)及び(3)で述べたとおり、私が大阪府立学校教員であることは、私の「知る権利」を代替し得るものではなく、私の情報公開請求権が制限される理由にはならない。よって、「職務上自らが把握できる」などの論理によって請求内容を不適正としているものについては全て失当である。

また、唯一「職務上自らが把握できる」で始まっていない別紙2番号2においては、「自らが作成、または所持している文書」についても「知る権利の実現の観点から請求の必要性が認められない」などと主張している。しかし、これも同様に既に(2)及び(3)で述べたとおり、「知る権利」は単に情報を知ることができればそれで良いという性質のものではないため、不適正理由としては明白に失当である。

加えて、「職務上自らが把握できる」としておきながら、実際は職務上私が把握し得ないものも多々含まれており、これらも全て失当である。

### イ 社会通念上根拠を文書で明示することが困難

「請求内容を不適正とする理由」において、「社会通念上根拠を文書で明示することが困難」としているものについては、根拠を文書で明示することが困難かどうかは請求者には判断できないのであるから、失当である。

### ウ 情報公開請求で「文書不存在」となることを想定した請求

「請求内容を不適正とする理由」において、「情報公開請求で『文書不存在』となることを想定した請求」としているものについては、文書が存在しないかどうかは請求者には判断できないのであるから、失当である。

### エ 文書による「回答」を求めるもの

「請求内容を不適正とする理由」において、「文書による『回答』を求めるもの」としているものについては、本件審査請求事案の全てを確認しても処分庁に対して「回答」を求めたものは一切存在しておらず、失当である。

そもそも、情報公開制度は実施機関の保有する行政文書の公開をするための制度であり、

具体的な行政施策を要求したり、意見や苦情などについて回答を求めるものではない。

(6) 「令和4年9月30日付け意見書」についての意見

ア 下記第四の2(1)イ(ア)大量請求により業務を停滞させていることについて

「職員がこれらに対応した時間は概算で4千時間を超えている」とあることについて、上記(4)ウ(ア)で述べたように、52番及び93番のように明らかに二重計上されているものや、虚偽記載がなされているもの、少量の文書に著しく多くの時間を費やしたと主張するものなどが散見されるため、このような主張は信用に値せず、根拠を欠いており失当である。

イ 下記第四の2(1)イ(イ)請求内容が不適正であることについて

「明らかに存在するはずのない文書」とあることについて、既に(5)ウで述べたように、文書が存在しないかどうかは請求者には判断できないのであるから、失当である。

ウ 下記第四の2(1)イ(ウ)請求が条例の目的、趣旨に著しく逸脱することについて

「自分が作成した文書等『必要性が認められない請求』」とあることについて、既に(2)及び(3)で述べたとおり、私が大阪府立学校教員であることは、私の「知る権利」を代替し得るものではなく、私の情報公開請求権が制限される理由にはならない。また、「知る権利」は単に情報を知ることができればそれで良いという性質のものではないため、不適正理由としては明白に失当である。

「是非を問う回答を求めるもの」とあることについて、既に(5)エで述べたとおり、本件審査請求事案番号1番から55番までの全てを確認しても、処分庁に対して「回答」を求めたものは一切存在しておらず、失当である。情報公開制度は実施機関の保有する行政文書の公開をするための制度であり、具体的な行政施策を要求したり、意見や苦情などについて回答を求めるものではない。

4 令和5年6月23日付け意見書(3)について

処分庁兼審査庁意見書(令和4年9月30日付け)において、下記第四の2(1)ウにあるとおり、処分庁兼審査庁である大阪府教育委員会は、「本件においては審査請求の対象となった『情報公開請求』そのものが権利濫用というべきである」などとし、原決定に記載された個別の処分理由につき、原決定を取消すことなく附加し、あるいは差替えて、その正当化を主張していることが窺える。しかし、こうした主張は失当であるので、以下詳論する。

(1) 処分決定にかかる理由の追加・差替えについて

教育委員会は、審査請求人による情報公開請求とそれに関する審査請求の累積により、本件にかかる原請求の全てを権利濫用である旨主張している。しかし、各通知書から明らかなどおり、教育委員会が処分決定した通知書において、処分における付記事由としてそうした記載は全く無い。このことにつき、そもそも、本件審査請求において、処分決定にかかる理由の追加・差替えは認められるべきものではないので、以下に詳述する。

ア 理由付記の必要性

そもそも、行政文書公開請求にかかる処分は、行政手続法第2章に定める「申請に対する処分」である。申請に対する拒否処分が行われる場合、行政手続法第8条は、行政機関に理由の提示を義務付けている。最高裁は更正処分並びに審査決定の理由付記をめぐる事案において、理由付記の意義を「処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たもの」と定式化

した（最小判昭和38・5・31民集17巻4号617頁）。さらに、別の事件において、事実と根拠法条の明示について判断を示している（最三小判昭和60・1・22民集39巻1号1頁）。この法理は、情報公開法制においても有効なものである（最一小判平成4・12・10判時1453号116頁）。

#### イ 理由付記についての瑕疵

理由付記の程度が重視されるのは、理由付記の恣意抑制機能・争訟提起便宜機能を十分に活かすためであるとされている。最高裁は、瑕疵の治癒を認めず取消事由になるとし、理由付記の瑕疵について厳しい態度をとっている（最一小判平成4・12・10判時1453号116頁、最三小判昭和47・12・5民集26巻10号1795頁）。

#### ウ 理由の追加・差替えの例外性

横浜地判平成12・11・29判自232号20頁は、「当初の公開決定時に理由とすることのなかった事由でも、それが決定時の理由とされなかったことに背信的な事情でもない限り、訴訟段階でこれを主張することが許されるとするのが、それを許さないということよりもなお優るので、やむを得ず、これを認めることとする趣旨である」として、あくまで理由の追加・差替えは例外であるという立場を示している。

従って、十分な検討をせずにそれらしい理由を付けて処分するといった安易な運用は許されないということになる。

#### エ 東京高裁平11（行コ）173（H13.6.14判決）

東京高裁平11（行コ）173（H13.6.14判決）判タ1121号118頁の判示内容からは、行政手続法は、「その適用を受ける処分について、申請者等に対し、同法の規定する適正な手続によって行政処分を受ける権利を保障したもの」であり、その処分においては、その付記理由について「いかなる事実関係についていかなる法を適用して当該処分を行ったかを申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならない」のである。本件審査請求において、教育委員会は処分理由に付記していない理由を新たに追完しようとしているのであるから、この点に重大な違法がある。さらに、審査請求人の原請求は「当該申請が不適法なものであることが一見して明白であるなどの特段の事情がある場合」にも該当しない。したがって、付記理由を現段階において追加しようとすることを認めた以上、付記理由以外の理由で処分を行ったことは明白であるのであるから、本件処分は行政手続法に違反した違法な処分であったとして取消を免れないものである。

#### オ 小括

上記のとおり、本件審査請求において、処分決定にかかる理由の追加・差替えは認められるべきものではないし、本件審査請求の段階で、処分決定通知の理由付記が不備であったことを教育委員会が自ら認めるのであれば、処分取消事由になるものである。

### （2）過去の判例などについて

#### ア 東京地裁平14（行ウ）422（H15.10.31判決）

東京地裁平14（行ウ）422（H15.10.31判決）の判示内容からは、「著しく大量の文書の開示請求であっても、そのことのみを理由として非開示とする旨の規定を置いておらず、通常業務と並行的に順次開示手続を進行させていくための規定を置いていることにかんがみれば、大量の文書の開示請求があった場合などであっても、当該行政機関に労を尽くしてこれに応じることを求める趣旨」であることや、「開示決定までに通常よりも著しく長期間が必

要となることが予想される場合には、当該行政機関から、開示請求者に対し、その旨を伝えた上で、開示請求の範囲を減縮することを求めたり、一部分ずつ開示するほかないと通知する」ことが求められていることがわかる。

ところが、本件審査請求においては、教育委員会は解釈運用基準に定められた運用に反して、審査請求人に対して職員が事務執行上の支障を説明したり、請求方法の見直しを求めたことがほとんどなく、分割して請求するなどの見直しを求めたこともほとんどない。結局のところ、教育委員会の手続違背により、適正手続の保障の観点から、「不適正な請求」であることを主張することはできないものである。

イ 東京高裁平22（行コ）363（H23. 7. 20判決）判例地方自治345号25頁

裁判所は、公開請求書の不備や不適法の根拠として、「公文書を指定するために必要な事項」をあげ、その経緯として、被告が原告に対して、どのような情報が必要であるのか3回繰り返して文書で質問し、請求の特定を促したが、原告は文書の特定に協力しない対応に終始し、行政機関をいたずらに疲弊させかねない対応をしていることが認められるとしているものである。

審査請求人に対してどのような情報が必要であるのか複数回繰り返して文書で質問するような経緯もないのであるから、結局のところ、本件審査請求における請求についても、教育委員会の手続違背により、適正手続の保障の観点から、「不適正な請求」であることを主張することはできないものである。

ウ 大阪市情報公開審査会第364号答申（H26. 3. 26）

まず、答申は、権利濫用の有無について、(a) 各実施機関との間になされた自身が居住する建物に関する措置および開示請求をめぐる折衝における請求者の言動、(b) 本件各開示請求の目的、(c) 補正依頼への対応、などといった観点から検討している。

以上の観点などに基づき、本件審査請求について検討すると、まず、(a) のように「要求が認められるのであれば開示請求は取り下げてもよい旨の発言があった」などの事実は存在しないし、(b) のように審査会において審査請求人の情報公開請求が権利濫用であるとの結論は未だ出されておらず、教育委員会が「権利濫用である」と独断で決めつけた上で、処分決定時に記載されていない附加理由として追加で主張し始めたものである。

さらに、(c) の観点でみると、ここでもやはり「実施機関は公開請求者に対し、公開請求の趣旨を確認し、適切な範囲への絞り込み等、任意の協力を依頼すること」について言及されているところ、上述のとおり、本件審査請求については、解釈運用基準に反して、そのような経緯は存在しない。また、審査請求人は、公開請求によって公開決定された文書について、(請求文書と違った文書が公開された場合などを除いて) 基本的に全て開示・閲覧・写しの交付を実施していたものであるから、「関連請求に係る公文書の閲覧を積極的に行っていない」といったような経緯も事実もない。

したがって、本件訴訟とはその実質も態様も全く異なっているのであるから、この答申を参考にしても、「不適正な請求」であることを主張することはできないものである。

エ 小括

上記のとおり、判例などを念頭に置いても、教育委員会の主張は失当である。

結局のところ、教育委員会が審査請求人の請求を不適正であるとするのは、審査請求人が大阪府の教職員であることが主たる理由であることは明らかであり、不当な差別的取扱いの

域を出ない。

#### 第四 実施機関の主張趣旨

##### 1 令和4年7月6日付け意見書

- (1) 本府における情報公開制度は、条例第1条において「府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与することを目的とする」とされている。一方で、条例第4条において、「この条例の定めるところにより行政文書又は法人文書の公開を請求しようとするものは、第1条の目的に則し、適正な請求をするとともに、公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に用いなければならない」と、請求者の責務を定めている。
- (2) 本件の審査請求人は、教育委員会に対し、平成30年4月5日から令和3年6月6日までの間だけでも、140件に及ぶ大量の行政文書公開請求を行っている。また、これらの中には、大量の項目の開示を求める請求や、該当する行政文書が大量となる請求が多数存在する。このため、情報公開請求に対応する教育庁担当職員の通常業務に著しい支障が生じているものである。

加えて、明らかに存在しない文書の公開を求めるもので、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであると認められるものも存在する。

以上の事情を総合的に勘案し、これらの行政文書公開請求は、条例第4条に反し、権利の濫用であると評価されるべきものである。

##### 2 令和4年9月30日付け意見書

##### (1) 処分庁の主張

ア 条例第4条は請求者の責務として「この条例の定めるところにより行政文書又は法人文書の公開を請求しようとするものは、第1条の目的に則し、適正な請求をするとともに、公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に用いなければならない」と定めている。

また、大阪府情報公開請求解釈運用基準において、条例第4条の運用として、以下(ア)から(キ)の事例が不適正な請求の類型として挙げられている。なお、『不適正な請求であって、公開請求権の行使が本条例の目的、趣旨に著しく逸脱するものとして認められる場合には、当該請求について、法の一般原則である権利の濫用に当たるとして、却下することができる』とされている。

- (ア) 実施機関の行う事務事業に関する一切の行政文書や特定の所属が保有する一切の行政文書を求めるような、公開請求の対象となる行政文書が特定されない包括的な請求であり、かつ、実施機関が保有する行政文書を探索的に調査するため膨大な時間や労力が必要となり、実施機関における他の事務を停滞させる原因となるようなもの
- (イ) 対象となる行政文書が著しく大量で、請求対象となる行政文書についての公開・非公開の有無の調査・判断、非公開部分のマスキング等の措置に膨大な時間と労力が必要となり、実施機関における他の業務を停滞させる原因となるようなもの
- (ウ) 実施機関の事務の遂行を停滞させることを目的とすることが明らかに認められる大

## 量請求

- (エ) 明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求や、請求内容の文言に多少の違いがあったとしても同種の内容の文書の公開を繰り返し求める請求、職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等で、かつ、これらの請求が、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであると認められるもの
- (オ) 行政文書の閲覧を請求しながら閲覧を行わない行為を繰り返す請求者や行政文書の写しの交付を請求しながら費用を支払わない行為を繰り返す請求者からの再度の請求
- (カ) 行政文書の公開によって得た情報が犯罪行為に使用されるなど不適正に利用されるおそれがあると認められる請求
- (キ) その他、請求者の言動、請求内容、請求方法等から、公開請求の趣旨から逸脱すると認められる請求

イ 審査請求人の各請求は、いずれも、以下の理由から、条例の目的、趣旨に反する。

(ア) 大量請求により業務を停滞させていることについて

令和4年7月6日付け教総第1624号に記載のとおり、審査請求人は、大阪府教育委員会（処分庁）に対し、平成30年4月5日から令和3年6月6日までの間だけでも140件に及ぶ大量の行政文書公開請求を行っている。

令和元年6月からはその請求件数が急増し、令和3年6月までの2年間に132件の請求を行っている。月平均5件以上となっており、職員がこれらに対応した作業時間は概算で4千時間を超えている。これは、10人の職員が1日当たり8時間本件公開請求の業務に従事したとして、50営業日、約2か月半に相当し、情報公開請求に誠実に対応する処分庁担当職員の業務を停滞させる原因となったものである。

(イ) 請求内容が不適正であることについて

請求人の請求には、「明らかに存在するはずのない文書」の公開を求める不適正な請求が多数存在する（別紙1参照）。

(ウ) 請求が条例の目的、趣旨に著しく逸脱することについて

請求人の請求には、上記のとおり「明らかに存在するはずのない文書」だけでなく、自分が作成した文書等「必要性が認められない請求」、「学校運営や職場の教職員の対応について文書でその是非を問う回答を求めるもの」等が多数存在する（別紙2参照）。

上記のとおり、本件請求には、存在しない文書の開示を求める請求や必要のない請求をあえて行うことで処分庁の担当職員に膨大な事務処理を求めたり、情報公開請求を利用して実質上文書による回答を強要する等、情報公開請求により知る権利を行使する以外の目的があるものと判断せざるを得ない。

(エ) 総括

このように、審査請求人の情報公開請求は、条例の目的、趣旨に著しく逸脱するものであることは明らかであり、結果として、処分庁の業務を停滞させており、別紙1の請求については上記ア類型（エ）、別紙2の請求については上記ア類型（キ）に少なくとも該当するものである。

ウ また、審査請求人は、処分庁が公開等決定処分を行っている以上、今になって権利の濫用は主張することはできない、また、審査請求そのものに権利濫用を主張することは

できない旨の主張も行っている。

この点について、処分庁は条例前文の「知る権利」の行使を尊重する立場から、当初より審査請求人の情報公開請求に誠実に対応してきた。しかしながら、先述のとおり審査請求人の公開請求の件数、請求対象文書の数量が増加する一方となり、処分庁における業務を停滞させる原因となった。加えて、請求人の請求が情報公開請求の趣旨に著しく逸脱するものであることも、これまでの請求の累積により明らかになった。

従って、請求人の過去の情報公開請求における濫用性は、これまでの請求の累積によって全体的に評価できるもので、請求ごとに判断するだけではその評価を誤るものであると考える。

以上のとおり、本件においては審査請求の対象となった「情報公開請求」そのものが権利濫用であるというべきである。

## (2) 審査庁の意見

処分庁は、このように、これまでのさまざまな事実関係の累積により、請求人の情報公開請求が社会通念上相当な範囲を超え権利濫用であると評価せざるを得ないとの判断に至ったとしたものであり、審査庁としても処分庁の判断は当然と考えるものである。

## 3 実施機関説明における主張

実施機関の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

審査請求人は、平成24年4月に採用され、大阪府立〇〇高等学校、大阪府立〇〇高等学校を経て、現在、大阪府立〇〇高等学校の教諭である。

審査請求人による情報公開請求は、事務処理等一覧のとおり、令和3年6月6日時点で140件となっている。情報公開請求は、平成30年度から始まり、平成31年度から飛躍的に増加している。

なお、情報公開請求の項目は多様かつ多岐にわたるものもあり、単純に件数だけでは測れないほど大量である。

本件各公開請求の処理に要した時間は、事務処理等一覧のとおり、4,000時間を超えており、この時間には、審査請求人に係る電話対応、本件各公開請求に係る対象文書の検索、当該対象文書に記載されている個人情報や事務執行支障となる情報等の特定やこれらの情報のマスキング作業、当該対象文書をPDF化する作業等の事務処理に要した時間が含まれている。

次に、不適正な請求として、明らかに存在するはずのない文書、あるいは職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等で、かつ、専ら情報の公開以外の目的のために請求されたと思われるものの例を挙げる。

まず、事務処理等一覧に掲げる平成31年度情報公開請求（受付番号第267号）は、一般入学者選抜試験に係る採点基準に関するものであるが、職員の対応の是非を問うものと思われ、また、既に審査請求人が所持していて知る権利として充足しているはずなのに、更に情報公開請求を行っている。

また、事務処理等一覧に掲げる令和2年度情報公開請求（受付番号第1671号）は、学校で傘がなくなることが多いということで、これを窃盗と認めないのであれば、〇〇高校には国内法が適用されない根拠を求めるというもので、明らかに存在するはずのない文書を請求す

るものである。

その他、審査請求人に、電話により情報公開請求の内容について趣旨確認（対象文書特定するため、請求人に対し、請求の趣旨を確認すること。）をした際、「請求書に書いているとおりに文書を出すように」という趣旨の回答で、趣旨確認になかなか応じてもらえなかったこともある。

## 第五 審査会の判断

### 1 審議手続について

本件審査請求は、同一の審査請求人による同一の実施機関（大阪府教育委員会）に対する公開請求に係る公開等決定に対して行われたものであり、公開請求は、審査請求人の勤務校に関して生じた事象に対する他の教職員の言動及び学校運営について、その根拠が記載された文書を求める等、類似の考え方によるものであると見られ、また、公開請求に対しては不存在による非公開決定が多くなされていることから、当審査会は、手続を一括して行うことにより、審議をより円滑かつ迅速に進めることができると判断し、本件審査請求を一括して審議することとした。

### 2 審査請求人に係る開示請求等の経緯について

#### (1) 公開請求の件数等について

審査請求人は、平成30年度から、実施機関に対し、多数の公開請求を行っており、これに対する決定について、多くの審査請求を行っている。具体的な公開請求の件数については、平成30年度は6件、平成31年度（令和元年度）は43件、令和2年度は75件、令和3年度（6月6日時点）16件、合計140件となっており、審査請求の件数については、65件（令和3年8月17日時点）となっている。

また、実施機関は、これら140件の公開請求に対する公開決定等の事務手続に要した時間は、約4,000時間超にも及んでいると主張する。

#### (2) 本件各公開請求の内容等について

審査請求人の公開請求には、1通の公開請求書において、複数の項目を挙げて、種々の行政文書の公開を求めるものがあり、中には10件以上の項目に及ぶものもある。

また、本件各公開請求の内容についてみると、その多くが大阪府立〇〇高等学校（以下「〇〇高校」という。）及び大阪府立〇〇高等学校（以下「〇〇高校」という。）に関するものとなっているところ、審査請求人は、平成28年4月1日から令和2年3月31日まで〇〇高校、同年4月1日から現在に至るまで〇〇高校の教諭である。

本件各公開請求の中には、審査請求人の勤務校に関して生じた事象に対する他の教職員の言動及び学校運営について、その根拠を求めるものが含まれている。

### 3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

#### (1) 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

#### (2) 本件各審査請求について

ア 実施機関は、審査請求人の本件各公開請求に関する事実関係の累積により、本件各公開請求が権利濫用に該当すると主張する。しかし、実施機関は、本件各公開請求に対して第二の2記載のとおり処分を行っており、これに対して、審査請求人から審査請求が提起されているところであり、当審査会は、まず、権利濫用の該当性ではなく、本件各審査請求の当否について検討することとする。

イ 本件各審査請求のうち、別表の番号1の請求2及び3、番号2の請求2-1、2-2及び3-1、番号5、番号6の1-1から1-3、番号8、番号13、番号20、番号24の請求1及び3、番号25の請求2、番号32、番号37の請求6、番号39、番号40の請求2(1)及び(3)、番号45の〇〇高校についての請求2及び3、〇〇高校についての請求2及び3、番号48の請求10、番号49、番号54の請求5については、審査請求の理由の内容を検討するまでもなく、実施機関の不存在による非公開決定は妥当であると考えられる。

すなわち、当該番号に係る公開請求は、明らかに存在しない文書の公開を求めるものであって、対象文書が存在しないことが不合理であるとはいえないからである。

なお、明らかに存在しない文書であるといえるか否かは、社会通念に照らして判断すべきであって、「〇〇高校の入試では監督中に睡眠しても問題ないことがわかる資料」（別表の番号24）、「〇〇高校では国内法が適用されない根拠」（別表の番号37）等は、明らかに存在しないといえる。

ウ 本件各審査請求のうち、上記イで示した別表の番号及び別表の番号15から19、33、46、51及び52を除いては、別紙のとおり、答申する。

エ 本件各審査請求のうち、別表の番号15から19、33、46、51及び52については、審議の結果、本答申とは別に答申するものとした。

#### 4 権利濫用の法理について

(1) 審査請求に対する当審査会の結論は、前記3(2)のとおりであるが、審査請求人の本件各公開請求の件数、内容及び実施機関の処理に要した時間等の状況に鑑みれば、実施機関の行政事務に影響が生じていると推測できることから、以下、実施機関の本件各公開請求が権利濫用に該当するという主張について審査会の見解を述べることとする。

#### (2) 条例上の根拠について

条例第4条には、「この条例の定めるところにより行政文書又は法人文書の公開を請求しようとするものは、第1条の目的に則し、適正な請求をするとともに、公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に用いなければならない」と定められており、明文において、

行政文書公開請求が権利濫用に当たる場合に、これを拒否し得ることが規定されているものではないが、解釈運用基準によれば、「行政文書又は法人文書の公開請求において、不適正な請求をしようとすることが認められる場合には、請求者に対して、情報公開制度の趣旨及び目的を説明し、適正な請求を行うよう求めるものとする」とあり、「不適正な請求であつて、公開請求権の行使が本条例の目的、趣旨に著しく逸脱するものと認められる場合には、当該請求について、法の一般原則である権利の濫用に当たるとして、却下することができる。ただし、その適用にあたっては、公開請求の態様、公開請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び府民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるかを慎重に判断する必要がある」とされている。

解釈運用基準では、不適正な請求として、次のような請求が該当するとされている。

- ・ 実施機関の行う事務事業に関する一切の行政文書や特定の所属が保有する一切の行政文書を求めるような、公開請求の対象となる行政文書が特定されない包括的な請求であり、かつ、実施機関が保有する行政文書を探索的に調査するため膨大な時間や労力が必要となり、実施機関における他の事務を停滞させる原因となるようなもの
- ・ 対象となる行政文書が著しく大量で、請求対象となる行政文書についての公開・非公開の有無の調査・判断、非公開部分のマスキング等の措置に膨大な時間と労力が必要となり、実施機関における他の業務を停滞させる原因となるようなもの
- ・ 実施機関の事務の遂行を停滞させることを目的とすることが明らかに認められる大量請求
- ・ 明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求や、請求内容の文言に多少の違いがあつたとしても同種の内容の文書の公開を繰り返し求める請求、職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等で、かつ、これらの請求が、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであると認められるもの
- ・ 行政文書の閲覧を請求しながら閲覧を行わない行為を繰り返す請求者や行政文書の写しの交付を請求しながら費用を支払わない行為を繰り返す請求者からの再度の請求
- ・ 行政文書の公開によって得た情報が犯罪行為に使用されるなど不適正に利用されるおそれがあると認められる請求
- ・ その他、請求者の言動、請求内容、請求方法等から、公開請求の趣旨から逸脱すると認められる請求

### (3) 本件各公開請求について

ア 審査請求人の公開請求は、平成30年4月15日から令和3年6月6日までの間に140件にのぼり、令和元年6月から令和3年6月までの2年間に132件が集中している。また、一の公開請求において、多いものでは15項目の請求内容が記載されているなど、複数の項目が記載されているものが多数見受けられ、項目数は472にのぼる。また、一の項目であっても、複数の内容が含まれるものがあり、実施機関が処理を行った請求内容は、審査請求人の公開請求件数の数倍に及ぶものである。

公開請求の内容は、審査請求人の勤務校に関するものが109件であり、実施機関は、勤務校に対する照会、調整及び決裁を行う等の事務を行わなければならない。このような事務を含めて、実施機関の職員が処理を要する請求内容の数及び公開請求において必要となる事務手続を考慮すると、実施機関の職員が審査請求人の公開請求に係る業務

に相当の時間を費やしたことは容易に想定される。

以上のことからすると、審査請求人が行った請求は、一の実施機関に対して、短期間に集中して行われたならば、それらへの対応によって、他の事務の遂行を停滞させるおそれがあったものといえる。

なお、審査請求人は、意見書（２）において二重計上等の虚偽性を主張しているところであるが、この主張を踏まえても、当該評価が大きく変わるものではない。

公開請求の内容には、勤務校における他の教職員の言動や学校運営に関する根拠を求めるものが散見され、また、実施機関の処分のうち、その大部分は、不存在による非公開決定である。公開請求に係る文書が存在しないような請求が多数行われてきたことに鑑みれば、本件各公開請求の多くは、情報の公開を目的とするというよりは、勤務校に対して、他の教職員の言動や学校運営に関して意見を述べる手段として公開請求を行っていることがうかがえる。

以上のことから、本件各公開請求の内容により、専ら情報の公開以外の目的のために行われたと認められる可能性があった。

実施機関における他の業務を停滞させる原因となり得るものとして、あるいは専ら情報の公開以外の目的のために行われたものと認められるとして、本件各公開請求は、前記（２）の不適正な請求に値し得るものであるといえる。

イ 本件各公開請求には、存在しない文書の公開を求めるものが多数あり、その中には、「明らかに存在するはずのない文書」の公開を求めるものが含まれている。そこで、これらについて、上記（２）の「明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求で、かつ、専ら情報公開以外の目的のために行われたものであると認められるもの」に該当するか否かを検討する。

「明らかに存在するはずのない文書」に該当するか否かは、請求内容から社会通念に照らして判断すべきであり、審査請求人の請求に係る文書の有無に関する認識を考慮することは相当ではないことから、当審査会は、社会通念に照らし、３（２）イ記載の番号の公開請求については、「明らかに存在するはずのない文書」と判断した。

また、そもそも明らかに存在するはずのない文書を求める請求は、情報の公開を目的として行われたものであるとはいえず、却下することができるが、実施機関が権利濫用にあたるとして却下するには慎重な判断が求められるところ、審査会も同様に、調査審議の手續も含め、慎重な判断を行う必要があると考えるため、以下、この点を検討する。

条例前文では、府が有する情報は、本来は府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるべきものであるとし、府民に対し「知る権利」を保障することを条例の趣旨としている。

条例の趣旨からは、請求者が、明らかに存在するはずのない文書の公開を求めても、結局、府に関する情報を得られないのであるから、不適正な請求として却下をしたとしても、不利益が生じるとは言い難い。

一方で、実施機関は、公開請求を処理するために、上記アのとおり、文書の探索等の事務手続を行わなければならないが、公開請求の件数及び頻度によっては、実施機関における他の業務を停滞させる原因となり得る。さらに、明らかに存在しない文書の公開を求める請求であったとしても、実施機関には、勤務校等との調整等の事務は発生するところ、実施

機関の行政資源は有限であり、行政サービスの公平な提供の観点からも、実施機関に、このような事務処理を負担させるとすることは適当ではない。

以上のことから、明らかに存在しない文書の公開を求める請求を、不適正な請求として却下することは相当であるといえる。

また、実施機関は、当審査会に対して諮問をした後に、本件各公開請求が権利濫用に該当するとの主張を行った。

当審査会は、審査請求人に対し、実施機関の当該主張について反論の機会を与えており、当審査会において、不適正請求の該当性に言及することは、審査請求人にとって不意打ちとなるものではない。

その上で、当審査会は、少なくとも、3（2）イ記載の番号の公開請求については、社会通念上、公開請求が適正であると認められる範囲を超えるものであると判断し、条例第4条における、条例の目的に則した適正な請求であるとはいえず、権利濫用に該当するので、その情報の存否、公開又は非公開を判断するまでもなく、請求を却下することができたものであると言及するものである。

なお、実施機関は今後、公開請求に対して対応するにあたっては、請求者の言動、請求内容及び請求方法等をも考慮の上で、不適正な請求をしようとすることが認められる場合には、請求者に対して適正な請求を行うよう求め、実施機関が不適正な請求に該当するか否かの判断を行うに当たっては、審査請求人が実施機関の求めに応じたか否かも考慮することになると解する。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋、魚住 泰宏、井上 理砂子、  
春名 麻季、正木 宏長、丸山 敦裕